

子どもを守る、 保護者を支える。

11月は秋のこども
まんなか月間です



毎年11月は「秋のこどもまんなか月間」で、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンに取り組んでいます。
今回は、本市が行っている子育て支援や、児童虐待防止のための取り組みを紹介します。
問 こども・いじめ何でも相談課 TEL 924・3954 FAX 924・6005 ID 1004224

どんなときも、子育てに寄り添います！

八尾市こども
総合支援センター
「ほっぷ」の職員

今月の市民モデルさん

今回のモデルは、大阪経済法科大学のボランティアサークル「つくるもの」の皆さん。表紙のハートポーズは「興味を持ってもらえるように、インパクトが大事」と真ん中の学生さんが提案してくれました。ほかの2人も、「普段読んでいる広報紙に載るので緊張しましたが、楽しかったです」「すごく貴重な体験でした」と話してくれました。



児童虐待は、「みんなごと」。

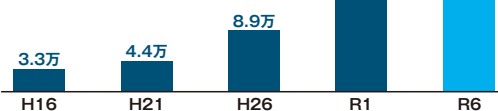
子育てには喜びや楽しさがある一方で、悩みや不安もつきものです。疲れや孤独、経済的な不安などから、保護者が追い詰められてしまうこともあります。児童虐待は特別な家庭だけの出来事ではなく、誰にでも起こり得る問題。だからこそ、地域や社会みんなで向き合うことが大切です。



令和6年度の児童虐待相談対応件数は223,691件。20年前の平成16年度の33,408件と比べると約6.7倍に増加しており、児童虐待の防止は社会全体での取り組みが求められています。

出典：こども家庭庁「令和6年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」(令和8年1月公表)、平成16～26年度値は厚生労働省公表資料をもとに作成(5年ごとの推移)

全国の児童虐待相談
対応件数の推移



児童虐待ってどんなこと？

身体的虐待

叩く、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる など

性的虐待

性的な行為をする、性的な画像を見せる、児童ポルノの被写体にする など

ネグレクト

食事を与えない、病院に連れて行かない、ひどく不潔にする など

心理的虐待

言葉で脅す、無視する、目の前でほかの家族に暴力を振るう など

しつけのためでも、 体罰は禁止されています

子どもへの体罰は法律で禁止されています。また、体罰だけでなく、子どもの心身の健全な成長を妨げる言動も行ってはならないことも明確にされています。

これらはすべて体罰です。

- ・言葉で何度も注意したが言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・宿題をしなかったので、夕食を与えなかった

気付いたら、行動しよう！

周りの皆さんへ

「虐待かも」と思ったら、確信がなくても、ためらわず下記の相談先へ連絡してください。匿名で連絡でき、連絡した人の秘密は守られます。

子育てで悩んでいる人へ

「もう限界かもしれない」と感じていませんか？一人で抱え込まず、つらい気持ちを、そのまま聞かせてください。相談することは、勇気ある一歩です。

子どもの皆さんへ

悲しいことや怖いこと、一人で我慢しなくて大丈夫。先生や学校のカウンセラー、信頼できる大人に話してください。必ず助けてくれる大人がいます。

■児童相談所虐待対応ダイヤル (全国共通/匿名OK)

☎189 (いちはやく)

24時間365日受付/通話無料

「虐待かもしれない」と気づいた人も、「虐待してしまいそう」と悩んでいる人も、お電話ください。子育ての悩みも相談できます。

■こども・いじめ何でも相談課 (こども総合支援センター)

☎924-3954

月～土曜日 8時45分～17時15分
(日曜日・祝日・年末年始は除く)

子育てに関するさまざまな悩みや不安に対応します。どんなわずかなことでも気軽にご相談ください。

■東大阪子ども家庭センター (八尾・柏原・東大阪市を管轄)

☎06-6721-1966

月～金曜日 9時～17時45分
(土・日曜日・祝日・年末年始は除く)

☎072-295-8737(月～金曜日 17時45分～翌日9時、土・日曜日・祝日は終日)

子どもの養育や発達、不登校などの相談のほか、本人からの相談も受け付けています。



八尾市や地域団体による子育て支援の取り組み

すべての子どもと子育て家庭が安心して過ごせるよう、本市や地域の関係団体では、さまざまな支援・啓発活動を行っています。その一部をご紹介します。

子どもと大人の絆を深める「^ケ^アCAREプログラム」

(一社)CARE-Japan講師
熊本 千登勢さん



子どもへの接し方に悩んでいる保護者を対象にした、子育て支援プログラムです。

Q どのようなことが学べるプログラムですか？

子どもとのより良い関係を築くスキルを、実際の場面を想定した演習を通して楽しく具体的に習得できます。

Q CAREプログラムへの思いをお聞かせください。

新たな気づきや発見とともに、保護者にとっても楽しい時間となるワークショップをめざしています。「1日5分から実践できる」「子どもに関わるすべての大人が学べる」「学んだスキルを日常に溶け込ませる」ことを大切にしています。

Q 参加者からどのような感想がありましたか？

「わかりやすく実践しやすい」「実際の場面を想定した演習が楽しい」「子どもとの関係が変わった」など、前向きな声が多くあります。

Q 参加を迷っている保護者へ一言お願いします。

親同士が悩みを共有し交流できる場で、参加するだけでも気持ちが楽になります。また、自身の子育てを客観的に見つめ直すきっかけにもなります。

問 こども・いじめ何でも相談課
☎924-3954

大阪経済法科大学 ボランティアサークル「つくるもの」

ボランティア活動(福祉、地域、環境)を行う大学公認サークルです。10月には、子ども向けワークショップなどを通じて、こども総合支援センターほっぶの周知に取り組みました。



Q 今回のイベントではどのようなことをされましたか？

私たちは普段、子どもの遊び場を提供するボランティア活動もしています。今回は、「ピンポンカップイン」や「新聞紙じゃんけん」など、家でも気軽に楽しめる遊びを企画しました。

Q 活動を終えて感じたことを教えてください。

「ピンポンカップイン」に何度も挑戦する子どもや、「新聞紙じゃんけん」を通して周りの子どもたちと交流する姿が見られました。自分たちが考えた遊びを楽しんでもらえたことに、達成感がありました。

八尾市から児童虐待ゼロをめざす運動実行委員会

子どもたちを虐待から守るための啓発活動と、地域のつながりづくりに取り組む団体です。



実行委員長
小山 登さん

Q どのような活動をされていますか？

本市の児童虐待通告件数が高い水準で推移していたことを受け、令和5年に発足しました。映画上映会や講演会を開催し、オレンジリボン運動の普及や児童相談所虐待対応ダイヤル189の周知に取り組んでいます。

Q 活動への思いを聞かせてください。

この3年間、児童虐待の深刻な実態や子どもの孤立、そして家族の大切さを訴え続けてきました。虐待を未然に防ぐには、隣近所による日頃の関わりや地域コミュニティの力が不可欠です。

Q 今後の活動予定を教えてください。

これまでの実績を踏まえ、「八尾市から児童虐待を減らすために地域で何ができるか」を住民目線で問い直し、行動へつなげるため、市民フォーラムを開催します。

市民フォーラム

日時：11月22日(日) 13時30分～16時30分

会場：農協会館ホール(南小阪合町2-2-2)

申問 随時受付。電話・ホームページ。八尾市から児童虐待ゼロをめざす実行委員会 ☎992-9767



子育ての悩みは、ほっぷへ！

こども総合支援センターほっぷでは、妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安に、保健師や心理士、保育教諭などの専門職が寄り添いながら一緒に考えます。



「どんなことでもお気軽に！」



相談支援

子育て・いじめ・不登校など、子どもに関する相談をなんでも受け付けています。
(電話・面談・メール)

ショートステイ等

子どもの一時的な預かりを実施しています
(ショートステイ・トワイライトステイ)

情報発信

各種事業・相談支援については、市ホームページからご覧いただけます。

公式Instagramでは、活動紹介や子育て情報を発信中！



あそびのひろば

親子で自由に遊べるスペースを開放しています。



児童虐待防止出前講座(無料)

職員が市内の集会所・公共施設などに伺い、「虐待とは？その現状と予防」をテーマに、虐待の定義や現状、気づくためのサインについてお話しします。ID1024650

対象：市内の地域団体など(10～50名程度)

日時：平日 10時～16時(約1時間)

問 こども・いじめ何でも相談課 TEL924-3954

ヤングケアラーを知っていますか？

家族の介護そのほかの日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者を「ヤングケアラー」といいます。法律でも、支援が必要な対象として位置づけられています。ヤングケアラーは勉強や部活動、友人との時間など、本当なら得られたはずの「子どもとしての時間」を十分に過ごせないことがあります。ID1004220

障がいや病気のある
家族の介護をしている

幼いきょうだいの
世話をしている

買い物・料理・掃除
などの家事をしている

目を離せない家族の
見守りをしている

日本語が第一言語でない
家族のために通訳をしている

家計を支えるために
働いている

慢性的な病気の家族の
看病をしている

入浴やトイレの
介助をしている

周りの人が気づき、声をかけ、支えることで、「子どもが子どもでいられる街」を、みんなでつくっていきましょう。気になる子どもがいたら、学校や地域の相談窓口にご連絡ください。

問 こども・いじめ何でも相談課 TEL924-3954

ヤングケアラー出前講座(無料) ID1014247

職員が市内の集会所・公共施設などに伺い、家族の世話を担う子ども「ヤングケアラー」の定義や現状、地域でできることをお話しします。

対象：市内の地域団体など(10～50名程度)

日時：平日 10時～16時(約1時間) 問 こども・いじめ何でも相談課 TEL924-3954

